

広島県重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための
施設整備事業の補助対象等について

(1) 対象

支援区域において、医師の勤務・生活環境改善を行う医療機関（保険診療を主とする医療機関）。

(2) 支援区域

尾三（二次保健医療圏）及び県が第8次広島県保健医療計画で医師少数スポットとして設定する地域。

※ 県による採択後、広島県医療対策協議会及び広島県保険者協議会で支援対象として合意を得た支援区域及び医療機関が対象となります。

【医師少数スポット設定地域（第8次広島県保健医療計画）】

| 二次保健医療圏 | 所在市町 | 設定地域（日常生活圏域名等） |
|---------|-------|----------------|
| 広島 | 安芸高田市 | 吉田町、美土里町、高宮町 |
| | 安芸太田町 | 加計 |
| | 北広島町 | 芸北、大朝 |
| 広島西 | 廿日市市 | 吉和 |
| 呉 | 呉市 | 安芸灘 |
| 尾三 | 三原市 | 三原市北部 |
| | 尾道市 | 北部、瀬戸田、百島 |
| | 世羅町 | 世羅町 |
| 福山・府中 | 福山市 | 南部2 |
| | 府中市 | 南部、北部 |
| | 神石高原町 | 神石高原町 |
| 備北 | 三次市 | 北部、中部、東部 |
| | 庄原市 | 庄原、西城、口和、高野、総領 |

(3) 対象事業

| 対象経費 | 補助率 |
|---|-----|
| 医師の勤務・生活環境改善に資する次の部門の新築、増築、改築及び改修に要する 工事費又は工事請負費 ・宿直室 ・医局 ・更衣室 ・浴室 等 ※ 住居としてのみ使用される医師住宅は対象とならない。 | 1/2 |

(4) 補助対象経費及び補助率

| 補助対象 | 補助単価 | 補助率 |
|--|---|-----|
| 医師の勤務・生活環境改善に資する次の部門の新築、増築、 改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 ・宿直室 ・医局 ・更衣室 ・浴室 等 ※ 住居としてのみ使用される医師住宅は対象とならない。 次に掲げる基準面積に単価を乗じた額とする。 基準面積 80 m ² | 1 m ² あたり 鉄筋コンクリート : 558,000 円 ブロック : 444,000 円 木造 : 362,000 円 | 1/2 |